

改正

平成24年 3 月27日 訓令第 9 号
平成25年 4 月26日 訓令第56号
平成26年10月21日 訓令第67号
平成27年 3 月30日 訓令第 7 号
令和 3 年 3 月25日 訓令第30号
令和 4 年 4 月27日 訓令第21号
令和 5 年 3 月31日 訓令第40号

清瀬市有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清瀬市（以下「市」という。）の自主財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の公共物等（以下「広告媒体」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することのできる広告媒体は、次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が広告掲載は適当でないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) その他広告掲載が可能と認められるもの

(掲載しない広告)

第3条 市長は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、広告の掲載をしないものとする。

- (1) 広告媒体の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (6) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (7) 投機心又は射幸心をあおる内容のもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告掲載の規格、位置、枠数、順序、料金、期間等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集)

第5条 広告の募集及び選定方法は、広告媒体ごとにその内容等に応じて、別に定める。

(広告掲載申込み及び決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、別に定める清瀬市広告掲載申込書により申込みを受け付ける。

- 2 市長は、前項の申込みを受付けたときは、第3条各号に掲げる事項を審査し、速やかに広告掲載の可否を決定するものとする。
- 3 第1項の規定に基づき広告を掲載する決定をしたときは、清瀬市有料広告掲載決定通知書により、又広告を掲載しない決定をしたときは、清瀬市有料広告非掲載決定通知書により掲載申込者に通知するものとする。

(広告選定委員会)

第7条 前条の規定に基づく決定にあたり、掲載の可否に疑義が生じた場合の審査機関として清瀬市広告選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、別表に掲げる職にある者で組織し、市長が指名して委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員会は、委員長が統括する。
 - 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
(会議等)
- 第8条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
 - 5 委員会の庶務は、経営政策部シティプロモーション課において処理する。
(広告掲載料の納付及び経費の負担)
- 第9条 市長は、広告掲載の決定後、市が指定する期日まで広告掲載料を一括前納させるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 広告の版下原稿等の作成経費は、広告主に負担させる。
(広告掲載の取消し)
- 第10条 市長は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。
- (1) 広告が編集発行上又は掲載上支障となるとき。
 - (2) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
 - (3) 第3条各号に掲げる事項に該当することが判明したとき。
 - (4) その他、市長が特に必要があると認めたとき。
(広告掲載料の還付)
- 第11条 広告掲載が決定した後、広告主の責によらない理由によって広告掲載ができなかったときは、既納の広告掲載料の一部又は全額を還付することができる。
(広告主の責任等)
- 第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- 2 市長は、広告主の責による広告掲載の中止等、広告主の責めに帰すべき理由により市に損害が発生した場合は、広告主に損害賠償を求めることができるものとする。
 - 3 広告主は、掲載した広告に対して第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じた場合は、自らの責任及び負担において、これらを解決しなければならない。
(広告掲載物品の寄付受入れ)
- 第13条 市は、広告代理店等が作成する封筒等で広告掲載されたものの寄付申入れがあった場合であって、かつ、当該封筒等に掲載される広告が第3条各号に掲げるいずれにも該当しないときは、寄付を受け入れることができる。
- 2 市は、広告掲載物品の寄付を受け入れるときは、広告代理店等と広告掲載物品の作成及び寄付に関する書面を取り交わすものとする。
(広告媒体を所管する部署が定める取扱基準等)
- 第14条 広告媒体を所管する部課（以下「所管部課」という。）は、広告掲載の規格、位置、枠数、順序、料金、期間等の広告掲載に伴い必要となる事項について、別に基準を定めるものとする。
- 2 所管部課は、前項の基準により、広告掲載に係る事務を処理するものとする。
 - 3 所管部課は、第1項の基準を定めるときは、あらかじめ委員会の審査を受けなければならない。
(広告代理店等への業務委託等)
- 第15条 市長は、広告代理店その他の事業者（以下「広告取扱業者」という。）に、広告の募集若しくは広告の作成等を業務委託し、又は広告枠を直接売り渡すことができる。
- 2 広告取扱業者の選定及び広告取扱業者による広告掲載の取扱いに関する事項は、市長が別に定める。

3 広告取扱業者は、掲載する広告の内容について、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。

(様式)

第16条 この訓令の施行について必要な書類及び帳簿等の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日訓令第9号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月26日訓令第56号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月21日訓令第67号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日訓令第30号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月27日訓令第21号)

この訓令は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日訓令第40号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

委員長	経営政策部未来創造課長
副委員長	経営政策部シティプロモーション課長
委員	総務部総務課長
	地域振興部産業振興課長
	福祉子ども部福祉総務課長
	生涯健幸部健康推進課長
	都市整備部都市計画課長
	教育委員会事務局教育部生涯学習スポーツ課長